神奈川県監査委員公表第16号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 28 年 8 月 12 日

神奈川県監査委員真島審一同高岡香同太田眞晴同土井りゅうすけ同赤井かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成28年1月12日 (神奈川県公報定期第2749号) 神奈川県監査委員公表第1号で公表した不適切 事項又は要改善事項のうち教育委員会分1箇所に係る1事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立体育センター	平成27年10月 21日(平成27 年8月20日職 員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務 出張に当たり、人事給与シ ステムによる所定の手続を 行わなかったため、旅費13 件、2,600円を支給していな かった。	不適切事項の旅費については、 平成27年12月4日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、公務出張における所定の手続の厳守を周知徹底するとともに、組織として確認する体制を整備することにより、適正な事務執行に努めることとした。